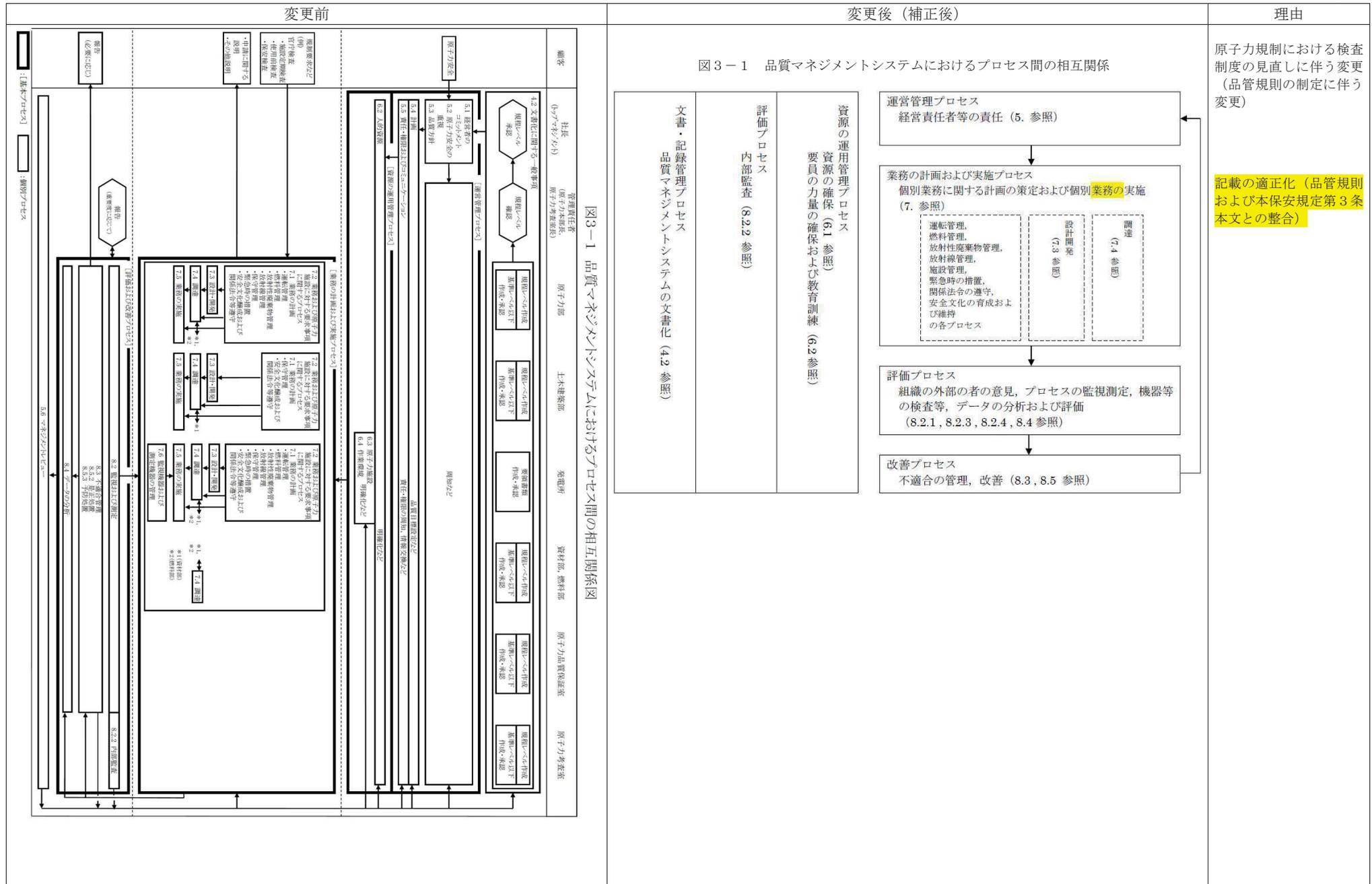


女川／東通原子力発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請書 補正対応リスト

No.	女川 条文	東通 条文	条文名	補正前	補正後	補正理由	備考
1	3/ 203	3	品質マネジメントシステム計画	4.2.3 文書管理	4.2.3 文書 <u>の</u> 管理	記載の適正化 (品管規則との整合)	
2	3/ 203	3	品質マネジメントシステム計画	7.4.2 調達物品等要求事項(1)g. その他調達物品等に <u>関し</u> 必要な要求事項	7.4.2 調達物品等要求事項(1)g. その他調達物品等に <u>必要な</u> 要求事項	記載の適正化 (品管規則との整合)	
3	3/ 203	3	品質マネジメントシステム計画	図3-1/図203-1 個別業務に関する計画の策定および個別業務 <u>計画</u> の実施	図3-1/図203-1 個別業務に関する計画の策定および個別業務の <u>実施</u>	記載の適正化 (品管規則, 保安規定第3条「7. 個別業務に関する計画の策定および個別業務の実施」との整合)	別紙(p. 3)参照
4	3/ 203	3	品質マネジメントシステム計画	表3-1/表203-1 7.1 7.2.1 7.2.2 7.5 原子力QMS 業務の計画および実施要領	表3-1/表203-1 7.1 7.2.1 7.2.2 7.5 <u>8.2.3</u> 原子力QMS 業務の計画および実施要領	「8.2.3 プロセスの監視測定」は、監視測定の結果に基づく改善等を含んでおり、必要な二次文書と紐づける	別紙(p. 4)参照 6/17ヒアリングでご説明済
5	3/ 203	3	品質マネジメントシステム計画	表3-1/表203-1 8.3 8.5.2 8.5.3 原子力QMS 改善措置活動要領 <sup>*1</sup>	表3-1/表203-1 <u>8.2.3</u> 8.3 8.5.2 8.5.3 原子力QMS 改善措置活動要領 <sup>*1</sup>	「8.2.3 プロセスの監視測定」は、監視測定の結果に基づく改善等を含んでおり、必要な二次文書と紐づける	別紙(p. 5)参照 6/17ヒアリングでご説明済
6	5/ 205	5	保安に関する職務	1. (2), (3) 管理責任者	1. (2), (3) <u>品質マネジメントシステム</u> 管理責任者	記載の適正化 (本保安規定第3条, 第4条との整合)	
7	9	9	原子炉主任技術者の職務等	表9-2 予防保全を目的とした <u>点検・保修</u> を実施する場合	表9-2 予防保全を目的とした <u>保全作業</u> を実施する場合	記載の適正化 (女川第75条, 東通第73条の補正に伴う変更)	変更比較表を追加
8	24	-	ほう酸水注入系	※1: 主要な手動弁と電動弁とは、… (主要な電動弁については、第2項(6)に <u>ついて</u> も同じ。)	※1: 主要な手動弁と電動弁とは、… (主要な電動弁については、第2項(6)に <u>おいて</u> も同じ。)	記載の適正化 (表現の統一。東通は申請時から「おいて」)	
9	27	27	計測および制御設備	※4: 本条における論理回路機能の確認は、…	※4: 本条における論理回路機能の確認 <u>とは</u> 、…	記載の適正化	
10	73	71	運転上の制限の確認	… (事故時等の条件を模擬できない場合においては、実条件性能確認に相当する…	… (事故時等の条件を模擬できない場合 <u>等</u> においては、実条件性能確認に相当する…	記載の適正化 (保安規定審査基準との整合)	

No.	女川 条文	東通 条文	条文名	補正前	補正後	補正理由	備考
11	75	73	予防保全を 目的とした 保全作業を 実施する場合	タイトル, 1, 2, 4, 5項, ※2 「 <u>点検・保修</u> 」	タイトル, 1, 2, 4, 5項, ※2 「 <u>保全作業</u> 」	記載の適正化 (用語の統一)	
12	76	74	運転上の制限 に関する記録	2項: 「 <u>保修作業</u> 」 3項: 「 <u>点検・保修</u> 」	「 <u>保全作業</u> 」に統一する。	記載の適正化 (女川第75条, 東通第73条の補正に伴 う変更)	変更比較表を 追加
13	83	81	燃料の 取替実施計画	2. …原子力部長は, 取替炉心ごとに原子炉の 運転履歴および燃料配置等の変動によって生じ る炉心特性の変化を <u>評価</u> し, …	2. …原子力部長は, 取替炉心ごとに原子炉の 運転履歴および燃料配置等の変動によって生じ る炉心特性の変化を <u>考慮</u> し, …	記載の適正化 (評価は本項第1号で規定するため記載変 更)	
14	-	83	燃料移動	理由 記載の適正化 ( <u>女川との整合</u> )	理由 記載の適正化	記載の適正化	
15	107/ 307	105	施設管理計画	6.2 設計および工事の計画の策定 ※3: 法令に基づく必要な手続きとは, … (以 下, <u>本条および</u> 第121条において同じ。)	6.2 設計および工事の計画の策定 ※3: 法令に基づく必要な手続きとは, … (以 下, 第121条において同じ。)	記載の適正化 (本条において同一の用語が登場しないた め削除。東通は第121条→第119条に 読み替える。)	
16	121	119	記録	表121-4 2. (16) 監視測定のための設備に係る要求 事項への不適合が判明した場合における, 従前 の監視測定の結果に <u>妥当性</u> を評価した記録	表121-4 2. (16) 監視測定のための設備に係る要求 事項への不適合が判明した場合における, 従前 の監視測定の結果 <u>の</u> 妥当性を評価した記録	記載の適正化 (東通は表121-4→表119-4に読 み替える。)	
17	203	-	品質マネジメ ントシステム 計画	7.2.1 (1)組織 <u>外</u> の外部の者	7.2.1 (1)組織の外部の者	記載の適正化 (品管規則との整合)	
18	287 の2	-	頻度の定義	本章でいう測定頻度に関する考え方は, 表287 の2のとす。	本章でいう測定頻度に関する考え方は, 表287 の2の <u>とおり</u> とする。	記載の適正化	
19	307	-	施設管理計画	3. 保全対象範囲の策定 廃止措置計画で定める <u>廃止措置期間中に機能を 維持すべき設備</u>	3. 保全対象範囲の策定 廃止措置計画で定める <u>性能維持施設</u>	記載の適正化 (実用炉規則との整合)	



変更前					変更後（補正後）					理由
表 3-1 一次・二次文書一覧表					表 3-1 一次・二次文書一覧表					
保安規定第3条の記載項目	一次文書名	承認者(管理箇所)	文書番号	第3条以外の関連条文	保安規定第3条の記載項目	一次文書名	承認者(管理箇所)	文書番号	第3条以外の関連条文	
4.2.2	原子力品質保証規程	社長 (原子力品質保証室)	原品-1	—	全項目	原子力品質保証規程	社長 (原子力品質保証室)	原品-1	—	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品管規則の制定に伴う変更)
保安規定第3条の記載項目	二次文書名	承認者(管理箇所)	文書番号	第3条以外の関連条文	保安規定第3条の記載項目	二次文書名	承認者(管理箇所)	文書番号	第3条以外の関連条文	
4.1 6.3	原子力QMS 品質に係る重要度分類要領	原子力部長 (原子力部)	原4-1	—	4.1	原子力QMS 品質に係る重要度分類要領	原子力部長 (原子力部)	原4-1	—	
4.1	原子力QMS プロセス適用要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品4-1	—	4.1	原子力QMS プロセス適用要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品4-1	—	
4.2.1 4.2.3 4.2.4	原子力QMS 文書管理・記録管理要領*1	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品4-2	第121条	4.2.3 4.2.4	原子力QMS 文書管理・記録管理要領*1	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品4-2	第121条	
5.3	原子力QMS 品質方針管理要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品5-1	—	5.3	原子力QMS 品質方針管理要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品5-1	—	
5.4.1	原子力QMS 品質目標管理要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品5-2	—	5.4.1	原子力QMS 品質目標管理要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品5-2	—	
5.5.1	原子力QMS 責任および権限要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品5-3	第5条, 第8条~第9条の3	5.5.1	原子力QMS 責任および権限要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品5-3	第5条, 第8条~第9条の3	
5.5.2	原子力QMS 情報取扱要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品5-4	—	5.5.2	原子力QMS 情報取扱要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品5-4	—	
5.5.4	原子力QMS 内部コミュニケーション要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品5-5	第6条, 第7条	5.5.4	原子力QMS 内部コミュニケーション要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品5-5	第6条, 第7条	
5.6	原子力QMS マネジメントレビュー要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品5-6	—	5.6	原子力QMS マネジメントレビュー要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品5-6	—	
6.2.2	原子力QMS 力量, 教育・訓練および認識要領	原子力部長 (原子力部)	原6-1	第119条, 第120条	6.2	原子力QMS 力量, 教育・訓練および認識要領	原子力部長 (原子力部)	原6-1	第119条, 第120条	
	原子力QMS 内部監査員の力量, 教育・訓練および認識要領	原子力考査室長 (原子力考査室)	原考6-1	—		原子力QMS 内部監査員の力量, 教育・訓練および認識要領	原子力考査室長 (原子力考査室)	原考6-1	—	
6.4 7.1 7.2.1 7.2.2 7.5	原子力QMS 業務の計画および実施要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品7-1	—	7.1 7.2.1 7.2.2 7.5	原子力QMS 業務の計画および実施要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品7-1	—	
7.1 7.5	原子力QMS 運転業務要領	原子力部長 (原子力部)	原7-1	第12条~第79条, 第85条, 第88条, 第89条, 第90条	7.1 7.5	原子力QMS 運転業務要領	原子力部長 (原子力部)	原7-1	第12条~第79条, 第85条, 第88条, 第89条, 第90条	
	原子力QMS 燃料管理要領	原子力部長 (原子力部)	原7-2	第19条~第21条, 第23条, 第25条~第27条, 第35条, 第70条, 第73条~第75条, 第80条~第84条, 第86条, <a href="#">第87条</a>		原子力QMS 燃料管理要領	原子力部長 (原子力部)	原7-2	第19条~第21条, 第23条, 第25条~第27条, 第35条, 第70条, 第73条~第75条, 第80条~第84条, 第86条, <a href="#">第86条の2</a>	
	原子力QMS 放射性廃棄物管理要領	原子力部長 (原子力部)	原7-3	<a href="#">第88条~第92条</a>		原子力QMS 放射性廃棄物管理要領	原子力部長 (原子力部)	原7-3	<a href="#">第87条~第91条</a>	
	原子力QMS 放射線管理要領	原子力部長 (原子力部)	原7-4	<a href="#">第93条~第107条</a>		原子力QMS 放射線管理要領	原子力部長 (原子力部)	原7-4	<a href="#">第92条~第106条</a>	

「8.2.3 プロセスの監視測定」は、監視測定の結果に基づく改善等を含んでおり、必要な二次文書と紐づける

変更前					変更後（補正後）					理由	
保安規定第3条の記載項目	二次文書名	承認者(管理箇所)	文書番号	第3条以外の関連条文	保安規定第3条の記載項目	二次文書名	承認者(管理箇所)	文書番号	第3条以外の関連条文		
7.1 7.5	原子力QMS  保修業務運用要領	原子力部長 (原子力部)	原7-5	第11条の2, 第19条, 第22条, 第24条, 第27条, 第30条~第32条, 第37条, 第39条, 第41条~第44条, 第47条, 第49条~第55条, 第58条, 第61条, 第64条, 第73条~第75条, 第91条, 第103条, <u>第108条~第108条の3</u>	第11条の2, 第19条, 第22条, 第24条, 第27条, 第30条~第32条, 第37条, 第39条, 第41条~第44条, 第47条, 第49条~第55条, 第58条, 第61条, 第64条, 第73条~第75条, 第91条, 第103条, <u>第107条~第107条の6</u>	7.1 7.5	原子力QMS  保修業務運用要領	原子力部長 (原子力部)	原7-5	第11条の2, 第19条, 第22条, 第24条, 第27条, 第30条~第32条, 第37条, 第39条, 第41条~第44条, 第47条, 第49条~第55条, 第58条, 第61条, 第64条, 第73条~第75条, 第91条, 第103条, <u>第107条~第107条の6</u>	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品管規則の制定に伴う変更)
	原子力QMS  原子力災害対策実施要領 原子力QMS  安全文化醸成および関係法令等遵守に係る実施要領	原子力部長 (原子力部) 実施部門の管理責任者	原7-6 原品 7-12	第109条~第118条, 第122条 第2条の2, <u>第2条の3</u>			原子力QMS  原子力災害対策実施要領 原子力QMS  安全文化管理要領	原子力部長 (原子力部) 実施部門の品質マネジメントシステム管理責任者	原7-6 原品 7-2		
7.2.3	原子力QMS 外部コミュニケーション要領	原子力部長 (原子力部)	原7-8	—	7.2.3	原子力QMS 外部コミュニケーション要領	原子力部長 (原子力部)	原7-8	—		
7.3	原子力QMS 設計・開発要領	原子力部長 (原子力部)	原7-9	—	7.3	原子力QMS 設計・開発要領	原子力部長 (原子力部)	原7-9	—		
7.4	原子力QMS 調達管理要領	原子力部長 (原子力部)	原7-10	—	7.4	原子力QMS 調達管理要領	原子力部長 (原子力部)	原7-10	—		
7.6	原子力QMS 監視機器および測定機器の管理要領	原子力部長 (原子力部)	原7-11	—	7.6	原子力QMS 監視機器および測定機器の管理要領	原子力部長 (原子力部)	原7-11	—		
8.2.1	原子力QMS  原子力安全達成状況に係る外部の評価情報監視要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品8-1	—	8.2.1	原子力QMS  原子力安全達成状況に係る外部の評価情報監視要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品8-1	—		
8.2.2	原子力QMS  内部監査要領 <sup>*1</sup>	原子力審査室長 (原子力審査室)	原考8-1	—	8.2.2	原子力QMS  内部監査要領 <sup>*1</sup>	原子力審査室長 (原子力審査室)	原考8-1	—		
8.2.3	原子力QMS プロセスの監視および測定要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品8-2	—	8.2.3	原子力QMS プロセスの監視および測定要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品8-2	—		
8.2.4	原子力QMS 検査および試験要領	原子力部長 (原子力部)	原8-1	—	8.2.3 8.3 8.5.2 8.5.3	原子力QMS <u>改善措置活動</u> 要領 <sup>*1</sup>	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品8-3	—	「8.2.3 プロセスの監視測定」は、監視測定の結果に基づく改善等を含んでおり、必要な二次文書と紐づける	
8.3 8.5.2 8.5.3	原子力QMS <u>不適合管理・是正処置・予防処置</u> 要領 <sup>*1</sup>	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品8-3	—	8.2.4	原子力QMS 検査および試験要領	原子力部長 (原子力部)	原8-1	—		
8.4	原子力QMS  データの分析要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品8-4	第10条	8.4	原子力QMS  データの分析要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品8-4	第10条		

※1：JEAC4111 4.2.1 c)の対象文書を表す。

※1：品管規則の要求事項に基づき作成する文書を表す。